

「テレワーク導入プラン」掲載商品の一部変更について

テレワーク導入プランに登録されている商品の一部を変更いたします。

なお、対象商品について、「はじめてテレワーク」への申請を検討されている企業様はご注意ください。

1. サービス内容変更商品について

対象となる商品は以下の通りです。

商品サービス一覧登録 No.	商品名称	変更内容
3	働き方見える化サービス Telework	ツール名：「働き方見える化サービス Plus ライトプラン」へ変更 最低導入数：「1ID」から「5ID」へ変更
201	働き方見える化サービス Telework	ツール名：「働き方見える化サービス Plus ライトプラン」へ変更 最低導入数：「1ID」から「10ID」へ変更

2. 変更予定日

令和2年6月15日（月）

【問い合わせ先】

○削除対象商品のはじめてテレワーク申請等に関するお問合せ

産業労働局雇用就業部労働環境課事業調整担当 石原・井上 電話：03-5320-4657

○テレワーク導入プラン登録商品の変更・削除に関するお問合せ

テレワーク導入プラン事務局 opamuk@japan-telework.or.jp